

令和8年度実施  
～令和9年4月採用～

# 安城市職員 採用候補者試験実施要項 高校

申込期間 7/15 (水) から 8/6 (木) まで

## <受験に当たっての注意事項>

- ・地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人は、受験できません。
- ・「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、安城市では、外国籍の職員は、「公権力の行使に当たる業務」に就くことができません。
- ・合格者は、採用候補者名簿に登載し、令和9年4月1日に採用される予定です。採用日時点で各学校を卒業していない場合又は資格等を有していない場合は、失格となります。
- ・虚偽の申告等が明らかになった場合には、失格となる場合があります。

### <問合せ先>

安城市役所企画部人事課人事係

電話：0566-71-2203（直通）／メール：jinji@city.anjo.lg.jp

## 1 採用予定職種・採用予定人数・受験資格

職種	人数 (程度)	受験資格	
		免許・資格等	年齢・学歴
事務職 (一般)	1～3人	問いません。	平成19年4月2日以降に生まれた人で、令和9年3月31日までに高等学校を卒業見込みの人（既卒者は受験できません。）
事務職 (障害者)	1～3人	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人	

※事務職（一般）と事務職（障害者）を併願することはできません。

## 2 試験日程

試験区分	試験科目	試験日
第1次	教養試験及び個別面接	9月20日（日）
第2次	最終個別面接	10月17日（土）
	結果発表	11月中旬

### 3 出題分野

試験科目		出題分野
公益財団法人 日本人事試験 研究センター	教養試験 (Standard)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断・ 数的推理、資料解釈に関する能力

### 4 受験申込方法

申込方法	自治体求人サイト「パブリックコネクト」で次の手順により申込みをしてください。 ※既にパブリックコネクト会員登録済の方は、エントリーから進めてください。		
	会員登録	自治体求人サイト「パブリックコネクト」にアクセスし、会員登録をする。  自治体求人サイト「パブリックコネクト」 <a href="https://public-connect.jp/user/register">https://public-connect.jp/user/register</a> 	
	↓	マイページ画面で、「プロフィール編集」へ進み、基本情報、自己PR、資格・語学力及び職歴・学歴の登録をしてください。 【注意】資格入力欄には、取得見込みの資格も入力してください。 資格名の後に『(〇年〇月取得見込み)』と付け加えてください。	
	エントリー	安城市ページ（下記URL）の求人情報の中からエントリーをする。  <u>パブリックコネクト（安城市・求人）</u> URL： <a href="https://public-connect.jp/employer/22075">https://public-connect.jp/employer/22075</a> 	
	↓	受付完了	エントリー完了メールを受信する。 (必ずマイページ画面の「エントリー一覧」で受付が完了したことを確認してください。)
申込期間	令和8年7月15日（水）から同年8月6日（木）まで		
提出書類	障害者手帳等の写し（事務職（障害者）に限る。）、成績証明書及び卒業見込証明書（第1次試験受験時に提出）		

※申込みはオンライン申請に限ります。余裕を持って、申込期間内に受付完了まで行ってください。

※第1次試験の詳細について、**9月11日（金）**までに「パブリックコネクト」を通じてお知らせします。期日を過ぎても通知がない場合は、人事課人事係に連絡してください。

※提出書類は、理由を問わず返却しません。

※各種証明書と現在の氏名が異なる場合は、氏名変更が分かる戸籍抄本、運転免許証の写し等を添付してください。

### 5 勤務条件等（参考）

《令和7年4月1日現在》

給与	初任給 (地域手当を含む。)	231,504円
	諸手当	期末勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。
	その他	人事評価制度により、勤務成績を給料及び賞与に反映する仕組みを採っています。
勤務時間	原則として午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、社会情勢等により変更される場合があります。また、配属先によっては、時差出勤になる場合があります。	
出勤日	原則として月曜日から金曜日まで。ただし、配属先によっては、土曜日、日曜日及び祝日が出勤になる場合があります。	